

埼玉県環境産業振興協会における平成31年度労働災害防止計画

1. はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）では、平成29年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画（以下、「連合会計画」という。）」を策定し、平成31年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げています。

この目標達成に向けて、当協会では、県内の労働災害の発生状況や「安全衛生活動の現状調査」の結果を踏まえて、「埼玉県環境産業振興協会における労働災害防止計画（以下、「埼玉県協会計画」という。）」を連合会計画に沿った形で策定し、平成31年度目標を定めました。

この計画の最終年度となる平成31年度は、会員企業が一体となって労働災害防止対策を積極的に推進し、安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとします。

〔埼玉県協会計画の平成31年度目標〕

- ①死亡者数をゼロにする。
- ②休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。
(平成24～26年の平均 92人/年 → 平成31年は 73人/年以下に)

2. 平成30年度の状況

(1) 労働災害の発生件数

埼玉県の産業廃棄物処理業における労働災害発生件数(厚生労働省の速報値 11月末)は、死亡災害が1件、死亡及び4日以上の休業を伴う労働災害が71件となっており、ワースト1だった平成29年に比して改善の傾向にあります。

(2) 協会の取組

協会では、ポスター作成、安全衛生標語・ヒヤリハット事例の募集、ホームページを活用した労働安全に関する情報提供などにより会員企業への普及啓発に努めています。

また、労働安全衛生大会や実務担当者向けの研修会を開催して、会員企業の安全衛生水準の一層の底上げに取り組んでいます。

(3) 計画の進捗状況

計画の進捗状況を把握するため、会員企業に対して「安全衛生活動の現状調査」を実施しました。9項目の活動目標について集計した結果は、目標達成が5項目、未達成は次の4項目で昨年と同じ項目でした。

- ①現状調査の回答数を増加させること
- ②安全衛生管理体制を構築していること
- ③ヒヤリ・ハット活動を実施していること
- ④安全衛生規定を作成していること

3. 平成31年度計画の要点

- (1) 平成30年度計画・実績をベースにして、事業の重点化を図る。
- (2) 県が行う立入検査における労働安全衛生対策指導に協力・連携する。

4 平成31年度活動目標 下線：重点4項目

「埼玉県協会計画の平成31年度目標」を達成するために、平成31年度における活動目標を、次のとおり設定する。

なお、各種事業の計画・実施に当たっては、重点4項目の改善に繋がるように配慮する。
(基準年度を平成28年度として、同年度に実施した「安全衛生活動の現状調査結果」を基準値とした。)

(1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を、基準年度に比して、75%以上増加させる。

・平成28年度 116社 → 平成31年度目標 203社以上 (平成30年度実績 119社)

(2) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を基準年度に比して、10%以上増加させる。

・平成28年度 93社 → 平成31年度目標 102社以上 (平成30年度実績 111社)

(3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業を、基準年度に比して、10%以上増加させる。

・平成28年度 60社 → 平成31年度目標 66社以上 (平成30年度実績 72社)

(4) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を、基準年度に比して、10%以上増加させる。

・平成28年度 97社 → 平成31年度目標 107社以上 (平成30年度実績 94社)

(5) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数を基準年度に比して、10%以上増加させる。

・平成28年度 52社 → 平成31年度目標 57社以上 (平成30年度実績 86社)

(6) 安全衛生パトロールを実施している会員企業を基準年度に比して、10%以上増加させる。

・平成28年度 64社 → 平成31年度目標 70社以上 (平成30年度実績 72社)

(7) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を基準年度に比して、10%以上増加させる。

・平成28年度 75社 → 平成31年度目標 83社以上 (平成30年度実績 77社)

(8) リスクアセスメントを実施している会員企業を基準年度に比して、10%以上増加させる。

・平成28年度 44社 → 平成31年度目標 48社以上 (平成30年度実績 50社)

(9) 安全衛生規程を作成している会員企業を基準年度に比して、10%以上増加させる。

・平成28年度 44社 → 平成31年度目標 48社以上 (平成30年度実績 36社)

5. 平成31年度活動目標を達成するための当協会における取り組み 下線：重点項目

4. (1)～(9)に示す「年度活動目標」を達成するための具体的方策を次のとおり設定する。

- (1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。
 - ① 研修会、協会ホームページ、協会たより等を通じて協力を呼びかける。
 - ② 青年部や女性部を通じて、会員企業に対して、調査の回答を呼びかける。
 - ③ 定期的に労働安全体制整備事業委員会を開催し、本調査の推進を図る。

- (2) 協会事業等を通じて安全衛生意識の向上を図る。
 - ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
 - ② 労働安全週間等に合わせ、その趣旨を徹底するため、安全衛生ポスターを作成・配布する。
 - ③ 会長は、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
 - ④ 埼玉労働局（労働基準監督署）と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供を随時行う。
 - ⑤ 各地区で研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。
 - ⑥ 定期的に労働安全体制整備事業委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
 - ⑦ 県が行う立入検査における労働安全衛生対策指導に協力し、資料提供等を行う。
 - ⑧ 安全衛生大会・研修会を開催する。

- (3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの普及を図る。
 - ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて普及を図る。
 - ② ホームページに連合会安全衛生サイト（<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>）へのリンクを張る。
 - ③ 総会、理事会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
 - ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

- (4) 安全衛生大会・研修会及び県委託の安全衛生実務者研修会の参加者増加を図る。
 - ① 定期刊行している会報誌・協会だよりと文書で会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて電話等による呼びかけを行う。
 - ② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
 - ③ 会員企業が参加しやすいよう、各地区で研修会を開催する。
 - ④ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
 - ⑤ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
 - ⑥ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

- (5) 会員企業における安全衛生対策の促進を図る。
- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
 - ③ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
 - ④ トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- (6) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<http://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
 - ③ 研修会において、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
 - ④ 会員企業からヒヤリ・ハットの対策実務の収集を行い、それを広く提供する。
- (7) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会の継続的な実施を行う。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
 - ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
 - ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/O7/index.html>)
- (8) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。
- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
 - ② 研修会において、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の使い方を説明する。
- (9) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。